

令和	年	月支給分給料	様分
(イ)	給料月額(総支給額、税込み)		円
(ロ)	源泉所得税		円
(ハ)	地方税(住民税等)		円
(ニ)	社会保険料等(社会保険料+厚生年金+雇用保険料)		円
(ホ)	生計を1にする扶養親族数(本人含む)		人

差押金額計算書		(給料、賃金等)	金額	計算方法
① 給料等の月額 (月分)・・・(イ)			円	1,000円未満切り捨て 例 245,688⇒245,000
② 国税徴収法 第76条第 1項に定め る差押禁止 額	1号	給料から差し引いている源泉所得税額・・・(ロ)	円	1,000円未満切上げ 例 3,290⇒4,000
	2号	給料から差し引いている地方税額・・・(ハ)	円	1,000円未満切上げ 例 13,500⇒14,000
	3号	給料から差し引いている社会保険料等・・・(ニ)	円	1,000円未満切上げ 例 33,230⇒34,000
	4号	別表に掲げる滞納者を含む家族に対応する金額・・・(ホ)	円	別表より
	5号	{①-(1号+2号+3号+4号の金額)}×20/100 ただし(4号の金額×2)の金額を限度とする。	円	1,000円未満切上げ 例 18,400⇒19,000
	合計	1号+2号+3号+4号+5号の金額	円	
③ 差押金額	①-②欄の合計金額		円	

別表 (上記②の4号欄の金額)

家族数 (本人含む)	1人	2人	3人	4人	5人	6人
金額	円 100,000	円 145,000	円 190,000	円 235,000	円 280,000	円 325,000

(注) 家族が7人以上の場合は1人増すごとに45,000円を加算してください。

(計算上の留意点)

- 給料等の差押について、債務者が支払うべき金額は上記のとおり計算してください。
- ②欄の控除金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が1月未満のときは100円未満の端数を、1月以上のときは1,000円未満の端数を、それぞれ次のように計算してください。
 - ① 給料等の金額については、切り捨てる。
 - ② 国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額については、切上げる。
- その他不明の点は、小美玉市役所 収納課に連絡してください。